

## ■安全管理者選任時研修

労働安全衛生法により、下記業種（※参照）で常時 50 人以上の労働者を使用する事業においては安全管理者を選任することが義務付けられています。

安全管理者の選任要件は、学歴に応じた産業安全の実務経験に加え厚生労働大臣が定める研修（安全管理者選任時研修）の受講が必要になります。（労働安全衛生規則第 5 条、平成 18 年 10 月 1 日施行）

安全管理者の選任にあつては、選任すべき事由が発生した日から 14 日以内に選任すると共に遅滞なく所轄の労働基準監督署へ選任報告をする必要がありますが、当該報告（様式第 3 号）を提出する際には、安全管理者選任時研修修了証の写しを添付する必要があります。（厚生労働省告示 24 号）

尚、次に該当する事業場にあつては、安全管理者のうち、少なくとも 1 人を専任としなければなりません。

業 種	事業場の規模 (常時使用する労働者数)
建設業、有機化学鉱業製品製造業、石油製品製造業	300 人
無機化学工業製品製造業、化学肥料製造業、道路貨物運送業、港湾運送業	500 人
紙・パルプ製造業、鉄鋼業、造船業	1,000 人
上記以外の業種	2,000 人

### ※安全管理者を選任すべき業種

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業